

中華救助總會に対する不当党産処理委員会の判定

若松大祐

摘 要

不当党産処理委員会對中華救助總會の判定

2020年4月29日、在台北市中山南路11號の財團法人張榮發基金會國際會議中心801會議廳、不当党産處理委員會再次舉行了對社團法人中華救助總會（原中國大陸災胞救濟總會）的聽證。而且9月22日做下了判定。本文嘗試描述此次聽證與判定的始末，由此掌握現代台灣政治所面對的困境。本文討論分為兩個，前半描述對中華救助總會的聽證，後半描述不当党産處理委員會所做的判定。透過描述此次聽證與判定，浮現了一些問題，即我們為了主張某一史實（歷史上的事實）曾經確實發生的，還需要多數的史料？雖然所謂證據（史料）是盡量接近史實，但是證據並不是史實本身。史料存在極少，是因為該史實幾乎沒發生的？還是，史料雖然是極少但是確實存在，因此可言該史實發生過的。歷史哲學上的疑問，成為現代台灣的現實政治之爭點。

Keywords: 轉型正義, 台灣, 中華民國, 中國國民黨

（文末に日本語の抄録あり。）

1. はじめに

2020年4月29日、台湾台北市中山南路11号の張榮發基金会国際会議センター801會議室で、不当党産処理委員会が再び中華救助總會を聴取（中国語原文は「聴証」）した。そして、9月22日には判定を下した。本稿は、このたびの聴取と判定の内容をそれぞれ素描し、現代台湾政治の抱える難題を把握する試みである。本稿では背景を確認した上で内容を大きく二つに分け、まず中華救助總會に対する聴取を、次に不当党産処理委員会の下した判定を素描する。そして、聴取や判定の浮きぼりにした課題を指摘したい。

不当党産処理委員会はすでに2019年8月13日に中華救助總會を聴取しており、今回は同じ場所での2度目の聴取になる。1度目の聴取については前稿で素描した¹。前稿で示した通り、不当党産処理委員会による聴取は、移行期正義の実現を目指す活動の一環であり、現在の台湾政治のあり方を左右する重要な動きである。しかも、それは、思いつくだけでも歴史、法律、政治、経済、福祉、弁論といった様々な知識を総

¹ 若松大祐「中華救助總會に対する不当党産処理委員会の聴取」、『常葉大学国際言語文化研究科紀要』1号（静岡：常葉大学大学院国際言語文化研究科、2020年3月）、pp.79-91。

動員しなければ理解できない。

2. 移行期正義、不当党産処理、中華救助総会

2020年4月の聴取や判定を素描するに先立ち、ここでは前稿での記述を引用しながら、現在の台湾における移行期正義、不当党産処理、中華救助総会について、その内容をそれぞれ概括しておこう²。

(1) 移行期正義

まず、移行期正義 (transitional justice、移行期における正義、移行期の正義) とは、「独裁から民主制へ、あるいは内戦から平和な社会へ移行するにあたって、過去の人権侵害をただし、真実を明らかにし、正義を実現し、人権侵害を二度と繰り返さないことを目指す」という言動である³。こうした言動は1970年代後半に始まり、世界各地へ及ぶ。

台湾では2000年ごろから受容し、「transitional justice」という原語を「転型正義」という中国語に訳出した。2018年5月、中華民国行政院 (日本の内閣に相当) に移行期正義促進委員会⁴を設置し、国家が移行期正義を主導して今にいたる。「移行期正義促進条例」(2017年)⁵の第2条では、促転会の取り組みとして、「政党およびその付随組織が不当に取得した財産を処理するための条例」(2016年)⁶の定める事項に加え、「一、政治档案の開放。二、権威的な象徴の撤去、不正義の遺址の保存。三、司法の不法の回復、歴史的真相の復元、そして社会の和解の促進。四、不当党産の処理と運用。五、その他の移行期正義に関する事項」を挙げる。

つまり、台湾において移行期正義とは、新しい国家が過去に国家の名義で行われた不当な暴力に対し、(a) 真相究明、(b) 責任追及、(c) 慰撫 (公的謝罪や賠償金支払い)、(d) 制度改革という4つの取り組みを経て、和解を実現することである⁷。

(2) 不当党産処理

次に、不当党産処理とは、行政院の不当党産処理委員会⁸が「政党、付随組織および

² 詳細な説明や典拠については、若松大祐「中華救助総会に対する不当党産処理委員会の聴取」pp.79-83を参照されたい。

³ 内田みどり、清水奈名子「巻頭言 多様化する移行期正義研究の軌跡」、日本平和学会編『体制移行期の人権回復と正義』〔平和研究、第38号〕(東京：早稲田大学出版部、2012)、p.i。

⁴ 促進転型正義委員会、Transitional Justice Commission。慣例に従い「促転会」と略す。

⁵ 促進転型正義条例 (2017年12月27日公布)。原文は、「全國法規資料庫 > 中央法規 > 所有條文 > 促進轉型正義條例」(<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=A0030296>) [2021年1月17日確認]で参照できる。

⁶ 「政党及其附隨組織不當取得財產處理條例」(2016年8月10日公布)。以下、慣例に従い「党産条例」と略す。原文は、「全國法規資料庫 > 中央法規 > 所有條文 > 政黨及其附隨組織不當取得財產處理條例」(<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=A0030286>) [2021年1月17日確認]で参照できる。若松大祐「中華救助総会に対する不当党産処理委員会の聴取」p.87に、原文の日本語抄訳あり。

⁷ 周婉婷『転型正義之路：島嶼の過去と未来』(新北：国家人権博物館、2019)、p.10。

⁸ Ill-gotten Party Assets Settlement Committee。慣例に従い「党産会」と略す。

その委託を受けた管理人が不当に取得した財産を調査して処理し、政党の公平な競争環境を創出し、民主政治を健全にし、そして移行期正義を実現する」(党産条例、第1条) ことである。

政党とは、1987年7月15日以前に成立し、動員戡乱時期人民団体の規定により登記した政党を指す。10の政党(中国国民党、中国青年党、中国民主社会党、民主進歩党など)がある(党産条例、第4条)。不当党産とは、政党が政党の本質に違反する方法、あるいはその他の民主法治の原則に悖る方法で、自らあるいはその付随組織に取得させた財産を意味する(党産条例の第4条第4項)。付随組織とは、独立した法人、団体、機構でありながら、その人事、財務、業務経営が政党の実質的な支配下にある組織をいう(党産条例、第4条第2項)⁹。

そして、不当党産の処理は次のような手順で進む。すなわち党産条例の第14条に基づき、党産会の調査結果について公開の聴取を行い、党産会の委員会議で決議する。不当に取得したと認定された財産には、一定の期間内に国家や地方自治体や原所有権者の所有に移すことを命ず。もし不当党産がすでに他者のもとにあって返還できない場合は、その価格を追徴するのである¹⁰。

なお、不当党産処理委員会と移行期正義促進委員会は、それぞれが不当党産処理において役割を分担する。「移行期正義促進条例」の第7条によると、一方で不当党産処理委員会は不当に取得した財産の調査、返還、追徴、権利回復およびその他の関連事項に取り組む。いま一方で移行期正義促進委員会は、不当党産の回収後の事項、つまり特種基金の設置や運用企画に取り組むという¹¹。

(3) 中華救助総会

最後に、中華救助総会とは救済を目的とする社会福祉組織である。そもそもは1950年4月4日に中国大陸災胞救済総会(略称は「救総」という名称で台北に成立し、谷正綱が理事長を務めた。中華民国は中国大陸を失い、1949年末に台湾へ「遷占」(遷移して占領)すると、「災胞」(災難に遭った同胞)の救助を始める。同胞が中国大陸における共産主義の暴政に耐え切れず、難民となってでも自由な中国を求め、台湾に拠る中華民国を祖国として目指す。中華民国はこのような設定の下で難民を保護し、内外に向けて唯一合法の中国を自任しようとした。その際、難民救助の任務に取り組んだのが、中国大陸災胞救済総会だったのである。1990年代からは中華民国や台湾を取り巻く環境の変化に応じ、名称や業務内容を変更する。創立から70年間、「救助、

⁹ 不当党産処理委員会の公式サイトによると、同会が付随組織か否かの検討対象に位置付けている組織は10以上ある。中華救助総会の他にも、中国広播股份有限公司、中華民国婦女聯合会、中国青年救国団などである。

また、政党の不動産は3613件に及ぶ。ただし、ここでの不動産の件数は必ずしも不当党産とは限らない。「政黨不動産資料庫」(<https://cipas-pad.nat.gov.tw/>) [2021年1月17日確認]。なお、筆者が2020年1月に確認した際は2176件だった。

¹⁰ 「不当党産処理委員会 > 常見問題」(<https://www.cipas.gov.tw/faq>) [2021年1月17日確認]。

¹¹ 「促進轉型正義委員會 > 執掌與組織 > 執掌 > 重建社會信任組業務簡介 > 一、不當黨產規劃運用」(<https://www.tjc.gov.tw/about>) [2021年1月17日確認]。

奉仕、思いやり」をモットーに人道と公益を追求し、現在は台湾を代表するNPOになっている。

救総は集会結社の自由が制限されていた動員戡乱時期の戒厳令下で誕生した民間組織であり、中華民国や中国国民党と近い関係にあった。こうした背景や性格を持つため、救総は昨今の移行期正義の展開の下で不当党産処理の対象となる¹²。

3. 中華救助總會に対する再聴取

ここでは議題を大きく2つに分け、中華救助總會に対する2度目の聴取を素描しよう。素描のスタイルは前稿を踏襲する。

(1) 党産会の記録資料

まず、党産会が2020年4月29日に中華救助總會への聴取を実施するに際して準備した資料について、概観しよう。資料は公的な性格を有し、党産会の公式インターネット・サイトで配信されている。(中にはgoogleと連動しているページもある¹³。)このたびの聴取に関するページはいくつかあり、その中でも聴取記録を概括する下記のページが重要である。聴取の一部始終は録画され、youtubeで動画(約170分間)が公開されている。また、聴取での発言は一言一句が文字化され、発言記録(A4用紙45ページ)として公開されている¹⁴。

<https://www.cipas.gov.tw/news/313>

不当党産処理委員会 首頁 > 公告資訊 > 109年4月29日「社團法人中華救助總會(原中國大陸災胞救濟總會) 是否為社團法人中國國民黨之附隨組織, 及其財產是否為不当取得財產」第2次聽證紀錄

發布日期: 2020/06/02

(更新時間: 2020/06/02 15:57:44)

この聴取記録に基づき、このたびの聴取に関する2点の基本情報を確認しよう。第一に、聴取するに至った事由は、中華救助總會が中国国民党の付随組織であるかどうか、およびその財産が不当に取得した財産であるかどうかにある。「および」以下の財産に関する事項は、2019年8月の聴取には無く、今回の聴取で新たに加えられた。

第二に、争点は2つある。1つは、「(一) 中華救助總會は中国国民党が実質的に人事、財務または業務の経営を支配する組織であるかどうか」、そして「相応の対価での譲

¹² 2016年から始まる党産会の活動以前に、2007年代に政府が救助總會に不当党産の所持を追及しようとしたことがあった。國家資産經營管理委員會黨産處理小組の公式サイト「2007年「清查不當黨産向全民交代」網站」(<http://old.cipas.gov.tw/igpa.nat.gov.tw/mpb9c1.html>)に、関係の記録や記事が残る。なお、國家資産經營管理委員會黨産處理小組は、不当党産処理委員会の前身にあたるようである。

¹³ ほとんどのPDFファイルをstorage.googleapis.comからダウンロードすることになる。公的な情報を外国企業のサーバーに保管するのは、なにかしらの意図があるのだろうか。

¹⁴ 発言記録は「檔案名稱: 1.109年4月29日「社團法人中華救助總會(原中國大陸災胞救濟總會) 是否為社團法人中國國民黨之附隨組織, 及其財產是否為不当取得財產」第2次聽證紀錄.pdf」(<https://storage.googleapis.com/cipas-production/news/2020/06/d33f533ce8e745288e5065666ad8bf91.pdf>) [2021年1月17日確認]である。

渡を経ず、中国国民党の実質的な支配から離脱していないかどうか」である。いま1つは、「(二) 社団法人中華救助總會がもし社団法人中国国民党の付随組織なのであれば、その財産は不当に取得した財産であり、国有への移転あるいはその価格の追徴に応ずるかどうか？」である。2つ目の争点は2019年8月の聴取には無く、今回の聴取で新たに加えられた。

(2) 約170分に亘る聴取

次に、ここからは聴取当日の次第に基づき、内容を5つに分けて聴取を素描しよう。発言内容の引用は、特に断らない限り、全て発言記録(本稿脚注14)に基づく。

第一は、党産会による調査報告である。調査報告はA4用紙52ページにわたる。聴取当日、党産会の担当者がPPTを使い要点を説明した。すなわち、まず争点(一)について、2019年8月の聴取での調査報告を踏まえ、再度、救総の成立と任務遂行が国民党と深く関わっていたことを指摘する。救総の人事、財務、業務経営が国民党と関わっていたことについては、2019年8月の調査報告(および今回の調査報告)を参照するよう、聴衆に促す(発言記録 p.5)。

続いて、争点(二)についての議論が始まる。争点(二)は、口頭報告および調査報告(書)のうちのそれぞれ4分の3を占める。つまり、このたびの聴取の重点であり、しかも争点(一)を「救総が国民党の支配下にある組織である」と決めた上で、議論を展開している。党産会は、救総の収入が通常の申請をしないまま長期にわたっての政府からの補助であったことを指摘する。また、指摘は、映画や劇場での入場券に付けられた強制的な献金(娯楽附働)にも及ぶ(発言記録 p.6)。民間からの自発的な献金は、救総の収入の3%だったという(発言記録 p.7)。したがって、救総の蓄財は、政党および付随組織が「党国一体」の特権やアドヴァンテージに寄り掛かったことと切り離せないと主張する(発言記録 p.6)。また、多くの不動産は、国民党が国家事業の実施を救総に任せられた際に取得したもので、事業終了後に救総の名義にしたものであったり、政府補助や強制献金の余剰や利子で購入したものである。不動産の賃貸による収入は毎年4500万元だという(発言記録 p.9)。

第二は、当事者である中華救助總會による意見陳述である。ここでは、前回と同じ弁護士葉慶元が代理人として異議を述べた。異議は、まず次第自体、続いて人事、業務経営、財務、最後に結論に及ぶ。まず次第自体について、その不公正を指摘する。すなわち、代理人の都合がつかないから、早くに開催日程の変更を要請しているのに認められず、しかも変更不可の通知は開催の前日だった。(実際に葉慶元は途中で退席する。)党産会は公平中立であるべきなのに、その調査報告を偏見に基づいて作成しており、救総に有利な資料を採り入れず、不利な資料ばかりを盛り込んでいる。救総が未だ付随組織として認定されていないのに、党産条例第4条第4項を当てはめ、救総の財産を「不当に取得した財産」と位置付けて議論を進めており、これは一大瑕疵である。聴取の始まる前に、党産会が関連情報を特定メディアに漏らし世論に影響を与えている。党産会の招聘した専門家(管仁健を暗示)が偏った立場の人物である

という（発言記録 pp.10-12）。

続いて人事、業務経営、財務について異義を述べる。附随組織とは、その人事、財務、業務経営（のいずれか）が政党の実質的な支配下にある組織をいう。代理人は、人事について、救総が様々な立場の人々から成り立ったこと（発言記録 pp.12-13）、業務経営について、救総が国家の委託を受けたのであり、国民党の委託を受けたのではないこと（発言記録 pp.13-14）、財務について、党産会の調査報告が救総の収入を誤って計算していることを（発言記録 pp.14-16）、それぞれ指摘する。また、史料の誤読を非難し、加えてそもそも史料が極端に少ないのは国民党の支配下になかった事実を示すのだと再三強調する。こうして、改めて人事、業務、財務が国民党の実質的な支配下になかったと主張したのである。

最後に、代理人は結論として、救総が政府の求めに応じて成立したのであって、政府の支援を受けても、国民党の支援を受けたのではなく、国民党が救総を支配していないのだから、救総が不当に取得した財産などないと強調した（発言記録 p.16）。

当事者である中華救助総会による意見陳述が終了すると、司会が日程変更の不可と、聴取に先立つメディア報道とについて、いずれも問題ないという旨を述べた。そして、本来は、次に利害関係者である中国国民党に発言の機会が設けられていた。しかし、利害関係者は、前回と同様に欠席した。欠席の意図については不明であり、本稿としては気になるところである。

第三は、証人による意見陳述である。前回と同じ趙守博が証人として証言した。趙守博は中華救助総会や国民党の要職のみならず、政務委員（無任所大臣）や台湾省主席といった政府の要職を歴任した人物である。趙守博はまず党産条例第4条の「付随組織」の定義¹⁵を踏まえる。救総の人事、財務、業務経営が国民党の支配を受けておらず、そして救総が譲渡されたことはないから、したがって救総は国民党の附随組織ではないと主張する。党産会の調査報告が無根拠（無資料）であったり、誤読や牽強附会で作成されていたりするのを、いくつかの事例を使い説明する。そして救総は当時の執政党の国民党の政策に基づき法的に成立したのであり、決して国民党の附随組織ではないと述べる（発言記録 pp.16-19）。

証言に対し、党産会委員の李福鐘が、証言（1980-90年代の勤務経験）では歴史上のできごと（1950年代 - 現在）を解釈できないと指摘する。これに対し、趙守博は自らの証言の信憑性は、李福鐘が決めるのではなく、法的に独立した手続きが決めるのと反論する。

第四は、専門家によるコメントである。2名のうち、1人目（陳立文）は中華救助総会が要請した学者であり、2人目（管仁健）は党産会が要請した作家であり歴史家であった。専門家のコメントの後に、それぞれ質疑応答があった。陳立文は、1949年から中華民国70（1981）年までは政党の区別はなく、省籍の区別もなかったと述

¹⁵ 附随組織：独立した存在でありながら、その人事、財務、業務経営を政党が実質的に支配している法人、団体、機構を指す。また、かつてその人事、財務、業務の経営を政党が実質的に支配しており、かつ相応の対価での譲渡を経ず、政党の実質的な支配を脱却していない法人、団体、機構を指す（党産条例、第4条）。

べる。こうして、救総が多種多様な人々の要請を背景に成立したのであり、国民党の附随組織でなかったことを示唆する。また、救総の財務（収支）が妥当であると主張する（発言記録 pp.24-26）。

管仁健は、まず葉慶元（救総の代理人）が管仁健に向けた批判の当たらないことに言及する。そして、救総（谷正綱）と中華民國婦女聯合會（宋美齡）と中華民國軍人之友社（蔣経国）という3つの特殊な民間組織が党国（国民党および中華民國）と一体だったという。しかも、この民間組織は国民党よりも権力を持っていたから、国民党が救総を支配できるはずなく、支配関係（どちらがどちらに付随するのか）は真逆だったと主張する。さらに、だからこそ、救総は法的手続きを経ずに強制的な献金（娯楽附勸）を設置し、自らの収入にしたのだと述べる（発言記録 pp.27-30）。

第五は、当事者である中華救助總會への質問、さらに当事者からの最後の陳述である。当事者（理事長張正中）が代理人（鄭雅玲、李永裕）とともに応答した。この部分は全171分のうちの53分を占め、発言記録では全48ページのうちの15ページ（発言記録 pp.33-47）を占める。議論の的は、政府による救総への補助（不動産や資金）および強制的な献金が、いかなる法的手続きに基づいて行われたのかであった。党産会が事例を変えながら、法的根拠の提示を要求する。これに対し、救総は一貫して政策に対して救助という方法で協力してきたのであり、政府からの任務の受託に伴う資産や資金の受け入れの正当性をその時々状況から説明する。そしてかつての台湾に実体法上の根拠がそもそも存在しなかったため、法的根拠の示しようがないと主張する。

約170分に及ぶ聴取は、前回と同様に平行線をたどった。党産会の準備した調査報告は、根拠（資料的裏付け）がなおも不十分である。個別具体的なことがらに対し、救総が党産会による資料の誤読を質し、資料不足を指摘するも、受け入れられない。そして党産会と救総が想定する1950年代から現在までの歴史観は異なるため、両者の議論が交わることはなかった。

4. 中華救助總會に対する判定

ここでは不当党産処理委員会の下した判定を素描しよう。聴取から5か月後の9月22日、不当党産処理委員会は、救総が国民党の附随組織であると認定した。

(1) 判定書類

判定を示す資料は処分書および認定書の2種類であり、それぞれ党産会の公式インターネット・サイトで公開されている。これから確認するように、認定書は処分書を簡略化したものだと言えよう。

1. 処分書

<https://www.cipas.gov.tw/gazettes/330>

不当党産処理委員会首頁 > 公告資訊 > 109年9月22日黨産處字第109001號處分書

発布日期：2020/09/22

(更新時間：2020/09/22 14:41:14)

檔案名稱：黨産處字第 109001 號處分書 .pdf (<https://storage.googleapis.com/cipas-production/news/2020/09/5715d231b666c120c8073761bddd8c40.pdf>)

A4 用紙 52 ページ (本文 19 ページ + 附表 33 ページ)

2. 認定書

<https://www.cipas.gov.tw/news/329>

不当党産処理委員会首頁 > 新聞稿 > 認定社團法人中華救助總會為社團法人中國國民黨附隨組織之說明

発布日期：2020/09/22

(更新時間：2020/09/22 14:43:06)

檔案名稱：認定社團法人中華救助總會為社團法人中國國民黨附隨組織之說明 .pdf (<https://storage.googleapis.com/cipas-production/news/2020/09/e72e26b08deb353dca30556ca6a693b1.pdf>)

A4 用紙 1 ページ

→本稿【付録 1】に全文を転載した。

(2) 判定の内容

処分書の内容は、「主文」(1 行)と「事実および理由」(19 ページ)からなる。「主文」は、「被処分人は、社團法人中国国民党の附随組織である」。被処分人は社團法人中華救助總會を指す。そして、「事実および理由」の構成と概要は次の通り。

甲、手続きの部分 (pp.1-2)

壹、党産会は党産条例に基づいて調査し、2019 年 8 月 13 日に聴取を行う。被処分人は 9 月 18 日に行政補充陳述意見書を提出する (pp.1-2)。

貳、党産会は引き続き調査し、2020 年 4 月 29 日に再び聴取を行う。被処分人は 5 月 8 日に行政補充陳述意見書を提出する (p.2)。

參、党産会は引き続き調査し、9 月 9 日に被処分人に対し調査書と意見陳述書を閲覧するよう通知する。被処分人は閲覧を経て、9 月 18 日に行政陳述意見書を提出する (p.2)。

乙、実体の部分 (pp.2-19)

壹、党産条例を立法した目的がある。執政の機会や国家の権力を利用して取得した財産は、元通りにしなければならない。そうして政党の公平に競争する環境を確立し、移行期正義を実現する (pp.2-3)。

貳、中国国民党は党産条例第 4 条第 1 項にいう「政党」の定義に当てはまる (pp.3-4)。

參、被処分人が 1950 年に成立した当時の時代背景について (pp.4-5)。

肆、被処分人はかつて、中国国民党に人事、財務、業務経営を実質的に支配されていた。かつ相応の対価での譲渡を経ず、政党の実質的な支配を脱却していない。したがって、党産条例第4条第2項の後段の規定によると、被処分人は中国国民党の附随組織である（pp.5-17）。

一、党産条例第4条第2項の解釈について（pp.5-6）。

二、政党は国家や人民から取得した財産を蓄え、政党同士が競争する機会を不平等な状況を創り出した。国家は元通りにするか、矯正するかして、自由民主憲政秩序の価値を確立しなければならない（pp.6-7）。

三、中国国民党は中国共産党に倣った。中国国民党は被処分人を組織し、被処分人の幹部を通じて被処分人を動かし、被処分人により民衆を動員して中国大陸で災難に遭った同胞を救済した（p.7）。

四、被処分人は一個の人民団体法に基づき登記され、独立した存在の社団法人である（p.7）。

五、中国国民党はかつて被処分人の人事を実質的に支配していた（pp.7-9）。

六、中国国民党はかつて被処分人の業務経営を実質的に支配していた（pp.9-12）。

七、中国国民党はかつて被処分人の財務を実質的に支配していた（pp.13-16）。

八、被処分人は、相応の対価で中国国民党の実質的な支配を漸次脱却していない（pp.16-17）。

伍、被処分人の陳述は概ね、被処分人の会務の運用および団体としての自治は、全く中国国民党の実質的な支配を受けていない云云という内容である。しかしながら、被処分人が中国国民党の附随組織であるのは明確である（pp.17-18）。

陸、党産会が認定した附随組織の財産は、不当に取得した財産と推定される。そのため、処分するのを禁止される（pp.18-19）。

以上により、被処分人はかつて、中国国民党に人事、財務、業務の経営を実質的に支配されていた。かつ相応の対価での譲渡を経ず、政党の実質的な支配を脱却していない。そこで党産条例に基づき、党産会の会議を経て、主文のように決議する（p.19）。

被処分人は本処分不服である場合、党産条例の規定に基づき、2ヶ月以内に、台北高等行政法院に行政訴訟を起すことができる。

5. おわりに

本稿は、台湾における移行期正義を踏まえた上で、2020年4月29日に不当党産処理委員会が再び実施した中華救助総会への聴取と、9月22日に下した判定について、その顛末を素描した。聴取を素描する作業を通じ、現代台湾政治の抱える難題が見えてきた。（前稿で見えた難題はここでくり返さない。）

人々はある史実（歴史的な事実）がかつて確かに発生したと主張するために、多数

の史料が必要なのか。証拠（史料）は史実に限りなく接近しているのであっても、史実そのものではない。わずかな史料しか存在しないのは、その事実が歴史的にほとんど発生していないからなのか。あるいは、史料がわずかでも存在するなら、それは何らかの兆しであるから、その歴史的な事実は発生したと言えるのか。歴史哲学における疑問が、現代台湾では現実政治上の争点になっている。

また、「不当に取得した財産」の範囲を明確に認定できるのだろうか。ある時点で取得した財産は、その後の時の流れの中で運用され、新たな財産を生み出す。不当なのは当初の財産だけなのか、あるいはその後に運用されて膨らんだ分も不当なのか。

< 参考文献 >

周婉窈『転型正義之路：島嶼の過去與未来』新北：国家人權博物館、2019年。

日本平和学会編『体制移行期の人権回復と正義』〔平和研究、第38号〕東京：早稲田大学出版部、2012年。

若松大祐「中華救助總會に対する不当党産処理委員会の聴取」、『常葉大学国際言語文化研究科紀要』1号（静岡：常葉大学大学院国際言語文化研究科、2020年3月）、pp.79-91。→文末に参考文献表あり。

中華救助總會

<http://www.cares.org.tw>

政黨及其附隨組織不當取得財產處理條例

<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=A0030286>

不當黨産處理委員會

<https://www.cipas.gov.tw/>

【付録1】

（日本語訳）

不当党産処理委員会

社団法人中華救助總會を社団法人中国国民党の附隨組織と認定したことへの説明

2020年9月22日

本会は本日（9/22）に第98回委員会議を開催し、社団法人中華救助總會（以下では「救総」と略す）を社団法人中国国民党（以下では「国民党」と略す）の附隨組織であると認定することについて、決議した。本会による調査結果および処分理由を、以下で略述する。

一、救総は、国民党中央のメンバーが蒋介石国民党総裁の指示を受け、設立を準備し

たものである。1950年4月4日に「中国大陸災胞救済總會」という名称で成立し、1991年に「中国災胞救助總會」へ、さらに2000年に「中華救助總會」へ改称した。救済設立の発起人名簿の作成に始まり、国民党は救済の重要な人事を実質的に支配している。かつて国民党中央が不適当だとみなした人物、例えば雷震や齊世英が、監事に当選した。救済の理事長である谷正綱は雷と齊の二人を除名した上で、さらに国民党の秘書長へ報告して党中央へ知らせたという例がある。

二、国民党はまたかつて直接的あるいは間接的な方法で、国家資源を救済へ補い続け、その額は50億台湾ドル（政府の助成、公有地や庁舎の転用、映画チケットへの中国大陸救済金の強制的な乗せなど）を上回った。救済の人事および業務に関する費用を国家に負担させたのである。一般的な財務の独立し、経費を自弁する組織と違い、国民党が実質的に救済の財務を支配した。また、救済による各種の救済業務は、多くは国民党中央が提案し、関連する作業の原則を決議した後、救済に移して実施する。救済は実施完了後に、再び国民党中央へ成果を報告した。故に救済の業務経営もまた、国民党の実質的な支配を受けていたのである。

三、戒厳令が解除され、動員戡乱時期が終了した後、国民党と救済の支配的な関係は次第に変化する。しかしながら、こうした過程においても、被処分人¹⁶はかつての党国家体制下で国家資源を利用して蓄積した財産を、なおも保持している。現有財産の価値は、すなわち約13億余りの台湾ドル（うち現金などの流動資産が約5億台湾ドル、不動産の帳簿上の価値が約8.6億台湾ドル）にまで達す。また、被処分人が確かに相応の対価を支払い、前記の巨額の財産を享有したという証明はない。したがって、本会は党産条例第4条第2項後半などの規定に基づき、第98回委員会議を経て、次のことを認定する。すなわち、救済がかつて人事、財務、業務経営において国民党の実質的な支配を受けており、そして相応の対価での譲渡を経ず、国民党の実質的な支配から離脱していない。故に国民党の附随組織なのであると。

救済は附随組織と認定された後、党産条例第8条第5号に基づき、4ヶ月内に本会に財産を申告しなければならない。その名の下で、党産条例第5条第1号の推定するところの不当に取得した財産は、党産条例第9条第1号の規定により、原則として処分することを禁じる。もし資金流用や財産処分の必要があるならば、本会の許可要件に関する規定¹⁷に基づき、本会に流用を申請できる。本会は救済に対し、23日に人員

¹⁶ 被処分人は、社団法人中華救助總會を指す（訳者）。

¹⁷ 許可要件に関する規定（原文は「許可要件辦法」）は、「政党およびその付随組織が不当に取得した財産を処理するための条例第九条第一号の正当な理由および許可要件に関する規定」（2016年）を指すのか。ならば、同規定の原文は、「全國法規資料庫 > 中央法規 > 所有條文 > 政黨及其附隨組織不當取得財產處理條例第九條第一項正當理由及許可要件辦法」（<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=A0030288>）[2021年2月12日確認]で参照できる（訳者）。

を本会へ派遣して今後の事項について協議することを要請する。そして、公益を維持し、職員への影響を最小限に止めるという状況下で、法に基づき救総が運営のために支出するのを許可しよう。

出典：<https://storage.googleapis.com/cipas-production/news/2020/09/5715d231b666c120c8073761bddb8c40.pdf>

【抄録】

中華救助總會に対する不当党産処理委員会の判定

若松大祐

2020年4月29日、台湾台北市中山南路11号の張榮發基金会国際会議センター801会議室で、不当党産処理委員会が再び中華救助總會を聴取した。そして、9月22日には判定を下した。本稿は、2度目の聴取とその後の判定を素描し、現代台湾政治の抱える難題を把握する試みである。本稿では内容を大きく二つに分け、まず中華救助總會に対する聴取を、次に不当党産処理委員会の下した判定をそれぞれ素描する。すると、次の疑問が浮かび上がろう。すなわち、人々はある史実（歴史的な事実）がかつて確かに発生したと主張するために、多数の史料が必要なのか。わずかな史料しか存在しないのは、その史実が発生していないからなのか。あるいは、史料がわずかでも存在するなら、その歴史的事実は発生したと言えるのか。歴史哲学における疑問が、現代台湾では現実政治上の争点になっている。

Keywords：移行期正義、転型正義、台湾、中華民国、中国国民党

(2021年1月18日 受理)